住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額適用の申告について

（地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項～第 12 項に基づく申告）

工事完了年度の翌年度分の固定資産税について

○ 当該住宅にかかわる固定資産税額の１／３の額を減額
（改修工事で長期優良住宅に該当となった場合は２／３の額を減額）
○ 一戸あたり１２０㎡相当分（住宅部分に限る）まで

次の要件を満たす場合、固定資産税の減額適用を受けることができます。

① 住宅の要件

・平成２６年４月１日以前(注)から所在する家屋であり、省エネ改修後の床面積が４０㎡以上２４０㎡以下であるもの
（令和８年３月 31 日までに改修工事が完了した住宅は 50 ㎡以上 280 ㎡以下）
（注）令和４年３月３１日までに省エネ改修を行った場合は平成２０年４月１日以前から所在する家屋
・人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積の２分の１以上であるもの
・人の居住の用に供する部分があるもの（貸家部分を除く）
・省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成２８年省エネ基準相当に新たに適合しているもの

② 省エネ改修の要件

・令和１３年３月３１日までに、以下の工事が行われたもの
窓の改修工事（必須） ＋ 「床、天井、壁」の断熱改修工事
・窓等の断熱改修工事に要した費用の額が 60 万円を超えるもの（補助金等の額を除く）
・窓等の断熱改修工事が 50 万円を超えており、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システム設備又は太陽光発電設備の設置工事とで総額 60 万円以上になった場合も対象となる（補助金等の額を除く）
・人の居住の用に供する部分（貸家部分を除く）について改修が行われたもの
・省エネ改修工事完了後の床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること

※省エネ改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に適用されます
（省エネ改修工事が１月から３月までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税に適用されます）

～申告の手続きについて～

改修工事の完了後３か月以内に『省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税減額申告書』を問合せ先まで提出してください。また、以下の添付書類が必要となります。

・納税義務者の方の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）
・建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等が発行する増改築等工事証明書
・改修前後の写真及び改修に要した費用を証する書類（工事請負契約書など）
・長期優良住宅の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の場合のみ）

～ お問合せ先 ～
〒408-0188　山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
北杜市役所 総務部 税務課 資産税担当
℡ 0551－42－1313（直通）